

## <預託禁止商品リスト>

預託物の経済的価値が金20万円以下のものであり、かつ、次に掲げる品目に該当するときまたはその疑いがあるとき。また預託物の内容を当社が確認し、当社が保管不可能な物であると判断した場合、お申込後であった場合でも契約を解除致します。

- 金、銀、白金その他の貴金属、ダイヤモンドを含む貴石および半貴石、各国の通貨（紙幣または硬貨）、あらゆる種類の宝飾品、その他の貴重品
- 有価証券類
- 信書または現行法で信書と定義された通信手段
- 生動物
- 遺体、位牌または遺骨
- 変質または腐敗しやすいもの
- 小火器用爆薬および火器
- 爆発物
- 圧縮ガス
- 引火性液体および固体、可燃性固体
- 写真用閃光電球
- 磁気性物質
- 水銀
- 酸その他の腐敗性物質、全ての塩基および酸
- 酸化剤
- 毒物
- 放射性物質
- 気化性物質

- 航空危険物と定義されるもの(ICA0技術指針およびIATA危険物規則によるものとします。)
- 国際麻薬統制委員会が定める麻薬および向精神薬並びに輸出入国において禁止されている  
その他の不正な薬物
- わいせつまたは不道德な物品
- 偽造または海賊版の物品
- 取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼしまたは他の貨物、貨物設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品
- 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
- 法定運送禁止品目
- 通過国を含む輸出入国、州、地方自治体、連邦政府の法令によりその輸送、輸出、輸入等が  
禁止され、または制限されている貨物
- 食料品
- 凶器
- 複数の個人情報が入内容物に含まれたもの
- その他日本郵便株式会社が不適当と認めたもの(以下の荷物を含む。)
  - クレジットカードおよびキャッシュカード
  - パスポート
  - 受験票
  - 船荷証券
  - 動物製品
  - 植物(植物製品を含みます。)
  - 薬物、医薬品および医療サンプル(例:診断用試料、血液、組織サンプル等)
  - 拳銃、武器、刀および弾薬並びにこれらの部品

- 液体
- 骨董品、美術品および芸術品
- 収集価値のあるものおよび1点もの
- 工業用ダイヤモンド

<日本郵便株式会社より抜粋>

<https://www.post.japanpost.jp/int/UGX/restriction.html>